

令和 6 年度

第 11 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和7年2月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和6年度第11回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第4号 非農地判断について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について
- 議案第6号 地籍調査による農地の地目認定について
- 議案第7号 地域計画の承認について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 非農地判断について
- 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
- 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第5号 利用権の中途解約に関する通知について

<出席委員>（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番委員：加藤 浩明 | 2 番委員：中村 康之 |
| 3 番委員：渡邊 さなえ | 4 番委員：森 久雄 |
| 5 番委員：井口 峰幸 | 6 番委員：江澤 正久 |
| | 8 番委員：齊藤 一生 |
| 9 番委員：矢代 とみ江 | 10 番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員>（1名）

- 7 番委員：小高 一哲

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	開 会 (午後 1 時 26 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 6 年度第 1 1 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくお願いします。
議 長 (渡辺会長)	(渡辺会長あいさつ) それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 6 番の江澤委員と 8 番の齊藤委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3－2 6。所在：小土呂地先 1 筆。地目：田。地積：165 m²。貸主：町内の方。借主：町内の方。事由：貸主/当該土地は現在耕作放棄地となっているが、耕作する方が見つかり貸与する為。借主/耕作放棄地の再生と農産物の生産、又それに伴う獣害対策の実践のため。権利内容：使用貸借権設定。
議 長 (渡辺会長)	議案第 1 号、番号 3－2 6 については、斎藤委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

齊 藤 委 員 (8 番)	議案第1号、番号3－26について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。現況は、申請地周辺はすべて耕作放棄地となっておりました。ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようなので、番号3－26について許可とすることとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3－26につきましては許可とすることで決定いたします。 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	2頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号5－9。所在：船子地先1筆。地目：畑。地積125㎡。 貸人：茂原市の方。借人：いすみ市の企業。事由：本件土地と隣接地の宅地を利用し美容室と駐車場を設置したく申請する。大多喜町は代表社員が生まれ育った場所であり既存顧客も多数確保できているので集客しやすい環境である。新店舗では美容室と美容師育成を目的とした研修部屋を併設し、人材育成や地域の人材確保に繋げていく目的もある。敷地は造成等の必要はなく、すぐに利用できる状態である。権利内容：転用を伴う使用貸借権設定。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	番号5－9については、江澤委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
江 澤 委 員 (6 番)	議案第2号 番号5－9について、1月29日13時から事務局と借人の代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

議 長 (渡辺会長)	現況は、更地となっており草刈りがされておりました ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号 5 - 9 について許可することとしてご 異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 5 - 9 につきましては許可することとして 決定いたします。 続きまして、議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の 証明願について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	3 頁をご覧ください。 議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につい て」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明 願の提出があったので、審議を求める。 番号 6 - 2 2。所在：板谷地先 1 筆。地目：田。地積 13 ㎡。 利用状況：面積も小さく鉄道用地として一体利用されていた。 番号 6 - 2 3。所在：泉水地先 1 筆。地目：田。地積 379.07 ㎡。 利用状況：青年館として利用されていた。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	番号 6 - 2 2 については、森委員が現地調査を担当されましたので、報告 をお願いします。
森 委 員 (4 番)	議案第 3 号 番号 6 - 2 2 について、1 月 2 8 日に事務局と現地調査を行 ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 申請地は、小湊鉄道の線路の補修の際は申請地からしか入れない 状況となっております。また、面積も小さく線路に近く危険なため 耕作は出来ないと思います。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長	ご質問のある方は発言をお願いいたします。

(渡辺会長)	質問が無いようですので、番号 6 - 2 2 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 2 2 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 番号 6 - 2 3 については、小高委員が現地調査を担当されましたが、欠席のため事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (鈴 木)	議案第 3 号 番号 6 - 2 3 について、1 月 2 3 日に小高委員と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 申請地は、2 0 年以上前から青年館として利用されております。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号 6 - 2 3 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 2 3 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 4 号「非農地判断ついて」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	4 頁をご覧ください。 議案第 4 号「非農地判断について」次のとおり、非農地通知申出書の提出があったので、審議を求める。 番号 6 - 3 0。所在：横山地先 2 筆。地目：畑。地積 1,001 m²。 申請者：茂原市の方。遊休農地の区分：農地法第 32 条第 1 項第 1 号（緑） 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	番号 6 - 3 0 については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

矢 代 委 員 (9 番)	議案第3号 番号6－30について、1月15日午前中に事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 申請地は、保全管理がされており、柿、槇の木が植えられています。申請地の周りは萱等が生えておりますが、非農地の判断は難しいと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号6－30について農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号6－30につきましては農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	5頁をご覧ください。 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について、次のとおり促進計画案について審議を求める。 番号6－51 所在：小沢又地先1筆。地目：畑。地積：198㎡。貸付人：千葉市の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：野菜2,000円分／筆。期間：5年間。利用集積計画からの継続。 番号6－52 所在：桜台地先1筆。地目：田。地積：687㎡。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：米0.5俵／筆。期間：10年間。利用集積計画からの継続。 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。 事務局からの説明は以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。

(渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 5 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第 5 号は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第 6 号「地籍調査による地目認定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	6 頁をご覧ください。 議案第 6 号 地籍調査による地目認定について、「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について（昭和 56 年 10 月 7 日付け 56 国土国第 409 号国土庁土地局国土調査課長指示）」により、地籍調査による下記農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その適否について意見を求める。 地目認定が必要な農地は、資料のとおりとなります。 遊休農地の調査結果が再生困難な農地となっている土地、公道、農地以外となって 20 年以上経過している土地となっております。 事務局からの説明は以上です。 事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第 6 号は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第 7 号「地域計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	11 頁をご覧ください。 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づく地域計画の策定にあたり、大多喜町長から意見を求められたので、その適否について意見

	を求める。 地域計画の内容について説明。 次年度以降の軽微な変更の場合の適否については、事務局に一任してもらい報告とさせていただいたがいかがでしょうか。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
渡 邊 委 員 (4 番)	今後の見直しについては、どのように考えているのでしょうか。
事 務 局 (鈴 木)	耕作者が変わることも考えられるし、法律でも毎年見直すことが義務づけられているので見直す予定です。
	ご質問がないようですので、議案第7号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定することとします。 議件は以上でございます。 それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事 務 局 (寺 井)	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり4件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。報告第1号 報告第2号 非農地判断について、次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されており、所有者から申請があり非農地の通知を行ったので報告する。 資料のとおり1件の申請があり、非農地として回答しました。 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について、下記のと

	おり、届出があったので報告する。 資料のとおり 1 件の届出を受理しました。 報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。 番号 1 5。所在：猿稻地先 1 筆。地目：畑。地積 137 m²。 変更登記地目：山林、調査・報告地目：当該地は、果樹が数本植えてあり草刈り等もされている為、農地として回答した。 番号 1 6。所在：上原地先 1 筆。地目：田。地積 286 m²。 変更登記地目：山林、調査・報告地目：当該地の境界が不明確だが、当該地付近は建物が建っており木も繁茂している為、非農地として判断した。 番号 1 8。所在：市川地先 1 筆。地目：田。地積 297 m²。 変更登記地目：宅地、調査・報告地目：当該地の現況は、居宅及び物置となっていた。町税務住民課の課税区分は宅地となっており、平成 1 5 年当時の航空写真でも、既に現況が変化していた事が確認できたため、非農地として回答した。 番号 1 9。所在：久我原地先 1 筆。地目：田。地積 866 m²。 変更登記地目：山林、調査・報告地目：当該地は、令和 6 年度に実施した遊休農地調査によって再生困難農地と判定されているため、非農地として回答した。 報告第 5 号 利用権の中途解約に関する通知について、次のとおり、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。 資料のとおり 3 件の申請を受理しました。 報告事項は以上となります。
議 長 (渡辺会長)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事 務 局 (鈴 木)	ありません。
議 長 (渡辺会長)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事 務 局 長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会 (午後 2 時 5 1 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月5日

議 長

渡辺忠洋

署名委員

江澤正久

署名委員

齊藤 一生